



発行：2022年1月17(月) No. 456

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

今年も「助け合いの民商」を大きくするため力を合わせましょう！！

2分冊になった「自主計算パンフ」を活用しよう

「春の活動袋」のなかに、全商連発行「自主計算パンフレット」が入っています。

2022年版自主計算パンフは「本編」「別冊」の2冊。本編では、税制・税務行政の実態、自主記帳・自主計算の大切さ、税務調査対策が学べる内容となっています。別冊は、確定申告書・消費税申告書の記入例や控除一覧表など、申告相談の場で使える内容です。また、別冊の冒頭では、「電子帳簿保存法」の問題点と対応が詳しく掲載されています。「電子帳簿保存法」改正が行われ（2022年、令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きについて、抜本的な見直しが行われました。電磁的記録による保存は3種類（①電子帳簿保存—コンピュータを使って自社が作成する帳簿書類②スキャナ保存—スキャニングによる画像データ③電子取引情報）に区分されます。「改正」により税務署長の事前承認制度が廃止され、納税者を電子帳簿に誘導しようとしています。最大の狙いは「税務調査をやりやすくすること」です。電子帳簿保存で調査になった場合、税務署員によるダウンロードの求めに応じなければなりません。③は、電子メールなどで取引した請求書や領収書などを電磁的記録（データ）で保存することを義務づけたもの。すべての事業者に影響が及ぶと懸念する声が上がっていました。ところが実施間際になり「2年間の宥恕(ユジョ)措置（延期）」とされました。電子帳簿保存法の適用を受けると「65万円の青色申告特別控除」が受けられますが、会計ソフトを使って紙の帳簿を保存する場合でも「55万円の青色申告特別控除」は受けられます。よく学習した上で判断することが大切です。下記の申告学習会でも、電子帳簿保存法について学習します。ぜひ参加しましょう。



ハラスメント対策を考える④ 弁護士 加藤悠史（名古屋北法律事務所）

前回はパワハラの定義を紹介しましたが、定義に基づいて、厚生労働省がパワハラについて6つの行為類型にまとめているので、具体的に紹介していきます。

- ① 1つ目は「身体的な攻撃」です。殴ったり蹴ったりがパワハラなのは分かりやすいですね。
- ② 2つ目は「精神的な攻撃」です。度々、ミスを繰り返す労働者に強く注意をしたりすることはありますが、その際に、「バカ」とか「給料泥棒」などと相手の人格を否定する発言をすればパワハラになりえます。そうした人格否定発言は、業務上の指揮命令には不必要なのです。他にも、必要以上に長時間注意を繰り返したり、あえて、他の人の前で叱責したりするなど、労働者の指導に必要な範囲を超える場合にはパワハラになります。
- ③ 3つ目が「人間関係からの切り離し」です。平たく言えば無視ですね。一人だけの部屋をあたえて仕事をさせないなどの例があります。
- ④ 4つ目は、「過大な要求」です。労働者を教育するために、少し高い目標を持たせることはありますが、誰が見ても到底達成できそうにないノルマを与えたりすると、それ自体がパワハラになります。
- ⑤ 5つ目は「過小な要求」です。4つ目とは逆に、仕事を与えないとか、能力がある人に雑用ばかりさせるなどもパワハラになります。
- ⑥ 最後に「個の侵害」として、過度にプライベートに立ち入ることもパワハラになります。家族の状況のヒアリングなどは必要な場合もありますが、それを超えて個人を管理したり、私物をチェックしたりすることは許されないことなのです。このようにパワハラの種類化はされていますが、重要なことは、その時々、その言動が本当に業務のために必要なことかどうか、立ち止まって考えてみることです。



自信を持って自主計算・自主申告にのぞむために参加しましょう 確定申告学習会

- ① 1月29日（土）午後6時30分～8時 **確定申告に向けた自主計算について** 会場：西区 山田地区会館
- ② 2月4日（金）午後7時30分～9時 **確定申告書の書き方、留意点** 会場：民商事務所

*持ち物・・・筆記用具、電卓、自主計算パンフレット

1月25日（火）は 新年愛商連事務局員会議のため、事務局員は留守にしています。ご協力のほど、お願いいたします。